

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る 媒介等に関する報告書

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名 _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名 (電話番号) _____

1 取引の当事者	居住者の氏名又は名称： 非居住者の氏名又は名称：
2 取引の種類	<input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 居住者による電子決済手段等の買入 2) 居住者による電子決済手段等の売却 3) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換	
3 電子決済手段等の種類	<p>【電子決済手段等の売買】 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から売買する電子決済手段等の種類を選びその番号を枠内に記入し、6)については () 内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。)</p> <p>【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換】 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から交換する電子決済手段等の種類をそれぞれ選び、居住者が譲り受ける電子決済手段等の番号をイの枠内に、居住者が譲渡する電子決済手段等の番号をロの枠内に記入し、6)については () 内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。)</p>
1) ビットコイン (BTC) 2) イーサリアム (ETH) 3) リップル (XRP) 4) ビットコインキャッシュ (BCC 又は BCH) 5) ライトコイン (LTC) 6) その他 ()	
4 非居住者の所在国等	所在国又は地域名 () <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
5 取引の実行年月日	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> 日
6 取引金額	<div style="text-align: right;">(単位：百万円)</div> <p>【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法】 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入し、4)の場合には () 内に具体的な換算の方法 (レート) を記入すること。)</p>
1) 実勢相場 2) 月中平均レート 3) 月末レート 4) その他 ()	

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 「4 非居住者の所在国等」欄は、上欄に取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域名を記入し、下欄に当該所在国又は地域に係る本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
- 4 「5 取引の実行年月日」欄には、当該取引の決済日を記入すること。
- 5 「6 取引金額」欄は、以下の取引の種類に応じた金額を記入すること。
 - (1) 電子決済手段等の売買
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
 - (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、1)～4)の該当する番号を記入すること。「4)その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。
- 6 本報告書の提出に際しては、この記入要領を転写することは要しない。

**「電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等に関する報告書」
記入の手引（直近改訂時点：2023年6月）**

1. 報告を要する者

他の居住者と非居住者との間で行われる電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という)をした本邦にある電子決済手段等取引業者等。

—— ただし、売買又は交換の対象となった電子決済手段等の対価が3千万円に相当する額以下の場合には報告不要。

(注) 媒介、取次ぎ又は代理取引については、財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」の定義を参照のこと。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第13条第5項

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 61番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書の提出期限

媒介等をした資本取引が行われた日から20日以内

—— 20日にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

5. 提出部数

1部

6. 報告書提出の要否を判断する際に使用する換算レート

- (1) 電子決済手段等の売買に係る決済が外国通貨で行われる場合
決済に用いられる外国通貨を円換算することとし、当該換算は、報告省令第36条第2号の2に定める方法により行うこと。
- (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換が行われる場合
居住者が譲り受ける電子決済手段等を円換算することとし、当該換算は、報告省令第36条の2第2項に定める方法により行うこと。

7. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選任にあたり肩書は問わない。押印は不要。

(3) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号、担当部署名を補記すること。

(4) 報告書式に関する解説

項目	記入上の留意事項
用語	「電子決済手段等」 「電子決済手段等」とは、外為法第 6 条第 1 項第 9 号に定める電子決済手段及び暗号資産をいう。
	「電子決済手段等取引業者等」 「電子決済手段等取引業者等」とは、外為法第 55 条の 3 第 2 項に定める電子決済手段等取引業者等、すなわち、同法第 16 条の 2 に定める電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者をいう。
取引の当事者	・当該媒介等に係る電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換を行う他の居住者及び非居住者について、それぞれの氏名又は名称を記入すること。
取引の種類	・電子決済手段等の売買又は電子決済手段等の他の電子決済手段等との交換の別を記入すること。
電子決済手段等の種類	①電子決済手段等の売買 ・売買の対象となった電子決済手段等の種類を番号で記入すること。「6)その他」の場合には、電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。 ②電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換 ・居住者が譲り受ける電子決済手段等の種類をイに、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類をロに、それぞれ番号で記入すること。「6)その他」の場合には、電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。
非居住者の所在国等	・取引の当事者のうち、非居住者の所在国等について、上欄に所在国又は地域名を記入し、下欄に報告省令別表第 2 に規定する国又は地域の番号を記載すること。 ・同表に該当する国又は地域の番号がないときは、下欄の番号は「999」とし、上欄に個別の国又は地域名を記載すること。
取引の実行年月日	・当該媒介等に係る電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換の決済が行われた日を記入すること。

取 引 金 額 等	<p>①金額の記入</p> <ul style="list-style-type: none">・金額は、百万円単位で記入すること（単位未満は四捨五入）。・電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には報告省令第35条第1号の規定により円換算して記入すること。・電子決済手段等を本邦通貨に換算する場合には、報告省令第36条の2第2項に定める方法により行うこと。 <p>②電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法</p> <ul style="list-style-type: none">・電子決済手段等を本邦通貨に換算した場合には、1)～4)の区分に従って該当する番号を記入すること。・「4)その他」とする場合には具体的な換算の方法を記入すること。
-----------------------	---